

実地研修における介護職員等によるたんの吸引等説明書兼同意書

令和 年 月 日

施設名

施設長名

平成 24 年 4 月から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、医療や看護との連携が図られていること等、一定の条件の下で「たんの吸引等」の行為を実施できるようになります。国においては、この制度の施行に向けて、安全かつ適切に喀痰吸引等を行うことができる**介護職員等を養成することとしました**。当施設では、養成のための実地研修の実施にあたり、指導看護師が受講者の指導を担うとともに、医療関係者との連携強化や安全体制の見直しを図り、利用者様の安全確保に向けて最善を尽くしてまいります。

つきましては、実地研修において実施する下記の行為について、同意いただきますようお願いいたします。

記

- 口腔内（咽頭の手前まで）のたんの吸引
- 鼻腔内（咽頭の手前まで）のたんの吸引
- 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（胃ろう・腸ろうの状態確認を除く）

同意書

実地研修において実施する下記の行為について、同意いたします。

- 口腔内（咽頭の手前まで）のたんの吸引
- 鼻腔内（咽頭の手前まで）のたんの吸引
- 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（胃ろう・腸ろうの状態確認を除く）

令和 年 月 日

（ご利用者様・ご家族様お名前）